

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	倉吉市 個人住民税事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

倉吉市は、地方税の事務(個人住民税に係るものに限る。以下「個人住民税事務」という。)における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

鳥取県倉吉市長

公表日

令和7年9月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税事務
②事務の概要	地方税法の規定に基づき、住民から提出された申告書(確定申告書及び市民税・県民税申告書)、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の課税資料により、個人住民税を賦課決定し、納税義務者等に通知する。賦課決定後においても申告内容に誤りがないかの調査を行い、公平かつ適正な課税を行う。また、住民からの申請に基づき、個人住民税に関する各種証明書を発行する。
③システムの名称	宛名システム、個人住民税システム、申告支援システム、国税連携システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、eLTAX審査システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル (2)個人住民税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番24 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 (照会)主務省令第2条の表 48の項 (提供)主務省令第2条の表 項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活部 税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 総務課 電話0858-22-8111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地1 倉吉市 市民生活部 税務課 電話0858-22-8115
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号連携サービシステムを介して、情報提供ネットワークシステムへの照会を行っている。申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	-------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	番号連携サービスシステムへのアクセス可能な職員は、ID、パスワード及び静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごと作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I-5-②	税務課長 谷口 剛	税務課長	事後	様式の変更に伴う修正
令和1年6月26日	II-1	平成27年9月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	II-2	平成27年9月30日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月26日	IV	なし	新規追加	事後	様式の変更に伴う修正
令和3年2月25日	I-5-①	倉吉市 総務部 税務課	生活産業部 税務課	事後	
令和3年2月25日	I-8	〒682-8611 鳥取県倉吉市葵町722番地 倉吉市 総務部 税務課 電話0858-22-8114	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市 生活産業部 税務課 電話0858-22-8115	事後	
令和3年9月17日	I-4-②	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正
令和3年9月17日	I-4-②	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	(提供)別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	事後	見直しによる修正
令和5年10月26日	I-5-①	生活産業部 税務課	市民生活部 税務課	事後	
令和5年10月26日	I-8	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市 生活産業部 税務課 電話0858-22-8115	〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253番地 1 倉吉市 市民生活部 税務課 電話0858-22-8115	事後	
令和6年9月2日	I-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表第一 項番16 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) ・第9条第1項 ・別表 項番24 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法の改正に伴う修正
令和6年9月2日	I-4-②	番号法第19条第8号 (照会)別表第二 項番27 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条(照会)主務省令第2条の表 48の項 (提供)主務省令第2条の表 項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173	事後	法の改正に伴う修正
令和6年9月2日	II-1	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和6年9月2日	II-2	平成31年4月1日 時点	令和6年7月1日 時点	事後	
令和7年9月24日	I-1-③	宛名システム、個人住民税システム、申告支援システム、国税連携システム、、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、eLTAXシステム	宛名システム、個人住民税システム、申告支援システム、国税連携システム、、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、eLTAX審査システム、個人住民税申告ポータル、マイナポータル申請管理	事後	
令和7年9月24日	I-4-②	番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条(照会)主務省令第2条の表 48の項 (提供)主務省令第2条の表 項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173	番号法第19 条第8号に基づく主務省令第2条(照会)主務省令第2条の表 48の項 (提供)主務省令第2条の表 項番1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、55の2、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、112、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173	事後	
令和7年9月24日	II-1	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年9月24日	II-2	令和6年7月1日 時点	令和7年7月1日 時点	事後	
令和7年9月24日	IV-8		十分である 番号連携サービスシステムを介して、情報提供ネットワークシステムへの照会を行っている。申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-9	自己点検	自己点検 内部監査	事後	
令和7年9月24日	IV-11		8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式の変更に伴う修正
令和7年9月24日	IV-11 判断の根拠		十分である 番号連携サービスシステムへのアクセス可能な職員は、ID、パスワード及び静脈認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごと作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更に伴う修正